

## 電気自動車導入費補助金交付要綱

(総則)

第1条 脱炭素社会の実現及び市内の産業の発展を目的として、市内において電気自動車の普及を促進するため、事業者が行う電気自動車の導入に係る経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人格を有する民間団体又は個人事業者をいう。ただし、自動車の製造又は販売に係る事業を主たる事業として営んでいる者を除く。
- (2) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車検査証に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (3) 可搬型給電器 電気自動車の駆動用バッテリーの電力を取り出して交流100ボルトの電源に変換することができ、かつ、非常用電源等として持ち運ぶことができる装置（一般社団法人次世代自動車振興センターがクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱（平成29年4月3日付20170310財製第7号）の規定による補助を受けて行う、外部給電器導入に要する経費の一部を助成する事業において対象となる装置に限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 電気自動車を新たに購入する事業者のうち、次に掲げる要件全てに該当するものであること。
  - ア 市内に事業所を有すること。
  - イ 営業用として主として市内で事業の用に供するために電気自動車（市内に生産拠点を有する事業者が製造したものに限る。）を導入すること。

ウ 導入する電気自動車は初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けるものであること。

エ 導入する電気自動車の保管場所が市内にあること。

オ 可搬型給電器を導入する場合にあっては、その保管場所が市内にあること。

カ 市税を滞納していないこと。

キ 個人事業者にあつては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

ク 法人にあつては、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該法人の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 前号に掲げる要件全てに該当する事業者に対し、リース契約により電気自動車を4年以上継続して使用させる者のうち、前号カからクまでに掲げる要件全てに該当するものであること。この場合において、この要綱の規定による補助金の額を充当したうえで当該リース契約に係る料金の額を算定するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電気自動車の車両本体及び附属品の購入費並びに事業の用に供するために必要な車両の改造に係る費用とする。ただし、電気自動車の車両本体の購入の日の属する年度と同一の年度内に可搬型給電器を購入する場合は、可搬型給電器本体の購入費を補助対象経費に含めるものとする。

2 この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けている場合は、補助対象経費からその額を除くものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める額とする。ただし、電気自動車1台（前条第1項ただし書の場合にあつては、電気自動車1台及び可搬型給電器1台）に係る補助対象経費の額が別表に定める額を超えない場合は、当該補助対象経費の額とする。

(交付申請)

第6条 補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第2号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）。ただし、補助金の交付申請を行う者が、当該交付申請を行う日の属する年度と同一の年度（以下この号において「同一年度」という。）に行ったこの要綱に基づく補助金の交付の申請に係る補助金等交付申請書に添付された登記簿謄本若しくは履歴事項全部証明書又は同一年度に市長が別に定める申請において提出した登記簿謄本若しくは履歴事項全部証明書の記載内容と変更がない場合は、省略することができる。
  - (2) 住民票及び直近の確定申告書の写し又はそれに代わる証明（個人事業者の場合に限る。）。
  - (3) 電気自動車に係る見積書等の写し
  - (4) 可搬型給電器に係る見積書等の写し（第4条第1項ただし書の場合に限る。）。
  - (5) 電気自動車の保管場所を示すもの
  - (6) 市税の納付を証する書類。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、市長が補助金の交付の決定に必要な限度において当該者の市税の納付に関する事項について調査することに同意する場合は、省略することができる。
  - (7) 補助金の交付を受けようとする者の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別（以下この号及び次号において「氏名等」という。）を記載した書類（個人事業者の場合に限る。ただし、補助金等交付申請書に当該者の氏名等の記載がある場合は、省略することができる。）。
  - (8) 役員の氏名等を記載した一覧表（法人の場合に限る。）。
  - (9) 第3条第2号に該当する場合は、リース契約に係る料金にこの要綱の規定による補助金の額が充当されることがわかる書類
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号に該当する者が補助金の交付申請を行う場合における規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、前項各号に掲げる書類並びに第3条第2号に規定する事業者についての同項第1号、第2号、第6号、第7号、第8号及び第10号に掲げる書類とする。この場合において、同項第6号中「補助金の交付を受けようとする者」とあるのは、「第3条第2号に規定する事業者」とする。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業に係る領収書、契約書等の写し
- (2) 第4条第2項に規定する補助金等の交付を受けている場合には、その交付の決定を証する書類の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 電気自動車保管場所にあることを示す写真
- (5) 可搬型給電器が保管場所にあることを示す写真(第4条第1項ただし書の場合に限る。)

(財産処分の制限)

第8条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、電気自動車は4年、可搬型給電器は3年とする。

2 前項の期間の始期は、電気自動車は道路運送車両法の規定により自動車の登録を受けた日、可搬型給電器は納品日とする。

(その他の事項)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、経営企画部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助金額
車両のみ購入	<p>車両1台につき20万円。ただし、この要綱に基づく補助金の交付を受けた車両の代替となる車両を購入する場合は、1台につき10万円。</p>
車両及び可搬型給電器の購入	<p>車両1台及び可搬型給電器1台につき、合計30万円。ただし、この要綱に基づく補助金の交付を受けた車両の代替となる車両を購入する場合は、車両1台及び可搬型給電器1台につき、合計20万円。</p>